

令和7年度 保育認定料金表

※令和元年10月以降、変更はございません

◆◇保育所・認定こども園・地域型保育事業等の保育部門を利用する子どもの料金◆◇

各月初日の 階層区分		世帯の 課税状況等		保育料月額（円）				給食費				多子 判定	
				2歳以下 （4月1日時点）		3歳以上 （4月1日時点）		2歳以下 （4月1日時点）		3歳以上 （4月1日時点）			
				標準時間	短時間	標準時間	短時間	主食費	副食費	主食費	副食費		
第1		生活保護・里親世帯		0	0	0							保副 育食 料費 ・・・ 多 年 齢 に 関 係 し な い （全 員 無 償）
第2	2-1	市民税非課税（★）		0	0	0							
	2-2	市民税非課税	1子	0	0	0							
			2子	0	0	0							
第3	3-1	市民税所得割額（★） 48,600円未満	3子	0	0	0							
			1子	8,600	8,600	0							
			2子	0	0	0							
	3-2	市民税所得割額 48,600円未満	3子	0	0	0							
			1子	18,500	18,300	0		0	0	有料（◆）	0		
			2子	9,250	9,150	0							
第4	4-1	市民税所得割額（★） 48,600円以上 77,101円未満	3子	0	0	0							
			1子	8,600	8,600	0							
			2子	0	0	0							
	4-2 （A）	市民税所得割額 48,600円以上 57,700円未満	3子	0	0	0							
			1子	27,000	26,600	0							
			2子	13,500	13,300	0							
	4-2 （B）	市民税所得割額 57,700円以上 97,000円未満	3子	0	0	0							
			1子	27,000	26,600	0							
第5	4-3	市民税所得割額（★） 77,101円以上 97,000円未満	3子	0	0	0							
			1子	27,000	26,600	0							
			2子	13,500	13,300	0							
	第6	市民税所得割額 97,000円以上 169,000円未満	3子	0	0	0							
			1子	38,200	37,600	0							
			2子	19,100	18,800	0							
第7	市民税所得割額 169,000円以上 301,000円未満	3子	0	0	0								
		1子	50,800	50,000	0								
		2子	25,400	25,000	0								
第8	市民税所得割額 301,000円以上 397,000円未満	3子	0	0	0								
		1子	60,400	59,400	0								
		2子	30,200	29,700	0								
第9	市民税所得割額 397,000円以上	3子	0	0	0								
		1子	70,400	69,300	0								
		2子	35,200	34,650	0								
第10		市民税所得割額 397,000円以上		0	0	0		0	0	有料（◆）	0	1子：有料（◆） 2子：有料（◆） 3子：0円	

【表の見方】

- ① 階層区分は、R7年4月からR7年8月はR6年度の市民税所得割額、R7年9月から翌年3月はR7年度の市民税所得割額により判定します。
※R6年度市民税はR5年中(1月～12月)の所得、R7年度市民税はR6年中(1月～12月)の所得が関係します。
- ② 年齢は、4月1日時点の年齢で判定します。
- ③ 表中の(★)は、ひとり親世帯(児童扶養手当の認定があることが条件です)及び在宅障がい者がいる世帯が該当します。
- ④ 市民税所得割額を計算する際、調整控除及び税額調整額以外の税額控除(住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除等)を適用する前の所得割額で判定します。
- ⑤ 表中の(◆)は、主食費及び副食費が有料である場合、利用施設毎に料金が異なることを意味します。主食費及び副食費の金額を知られたい場合は、利用施設にお問い合わせください。
- ⑥ 多子判定(1子、2子、3子の判定)のルールは、次のように階層区分に応じて異なります。なお、表中の(●)に関し、「就学前」とは「小学校に入る前」を意味します。
 - ＜保育料算定時＞
 - ・第1階層～第4-2(A)階層の場合は、年齢に関係なく判定。
 - ・第4-2(B)～第8階層の場合は、小学6年生までの範囲内で、最年長の子どもから順に1子、2子、3子と判定。
※第3子以降は全て「3子」とします。
 - ＜副食費算定時＞
 - ・第1階層～第4-2(A)階層の場合は、全員無償なので、多子判定しない。
 - ・第4-2(B)～第8階層の場合は、就学前子どもの範囲内で、最年長の子どもから順に1子、2子、3子と判定。
※第3子以降は全て「3子」とします。